

東北地方太平洋沖地震の被災者等への民営借家等の無償提供について

1 趣 旨

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等によって、東北、関東、北陸地方を中心とした地域では甚大な被害を受けており、今後、被災者等の住宅を緊急に確保する必要があります。

このため、県営住宅や市町営住宅等の提供のほか、民営借家等についても、関係団体の協力のもと、住宅等の無償提供の情報を、県のホームページで被災者の方に情報提供します。

2 民営借家等の無償提供

3月16日に、(社)広島県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会広島県本部に、民営借家の無償提供についてとりまとめを依頼し、両団体からご快諾いただいたので、両団体に取りまとめでいただいた情報を県のホームページで被災者の方に提供します。

また、県ホームページで、県民の皆様に次の呼びかけを行います。

【住宅を無償提供して被災者を支援しようとする皆様へ】

★ 現在、広島県では

- 民営借家の無償提供については、(社)広島県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会広島県本部の会員の不動産会社が窓口となり、両協会が情報のとりまとめをしていただくようお願いしています。
- 両協会にとりまとめでいただいた情報を、県のホームページに掲載して、被災者の方に情報提供することとしています。

★ 住宅を無償提供して被災者を支援しようとする皆様は次により情報提供をお願いします。

- ① まず、不動産会社等にご相談ください。
(どちらかの団体に所属している不動産会社等に限ります。)
- ② 不動産会社から、どちらかの団体を通じて、県に情報が伝達されます。
- ③ 県がいただいた情報をホームページに掲載します。

※ 協会から全ての会員企業に連絡されるまで、時間がかかる場合がありますので来週の半ばくらいを目途にご相談してください。

問い合わせ先：(社)広島県宅地建物取引業協会 082-243-0011

(社)全日本不動産協会広島県本部 082-241-7696